

# 旭川市土木部低入札価格調査要領

## (目的)

第1条 この要領は、旭川市土木部が競争入札等（以下「入札等」という。）により土木部が所管する業務委託契約を締結する場合において、当該契約内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低価格を入札した者を調査の上、落札者とし不在の場合の取り扱いについて必要な事項を定める。

## (対象業務)

第2条 対象業務は、単価契約を除く一般競争入札及び公募型指名競争入札を実施する業務とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めた業務については、この低入札価格調査を実施することができる。

## (調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、旭川市建設工事等低入札価格調査要領第3条の規定に準ずるものとする。

## (調査基準価格の記載)

第4条 対象業務に係る調査基準価格を設定したときは、当該基準価格等を予定価格書に記載するものとする。

## (入札参加者への周知)

第5条 この要領を適用するときは、入札等の公示文及び指名通知等、適宜の方法により周知するものとする。

## (入札の執行)

第6条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、令第167条の10第1項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

## (低入札価格調査の実施)

第7条 調査基準価格を下回る入札が行われたことにより土木部土木総務課長（土木総務課長が入札執行者のときは、土木総務課長の指名する職員（審査担当を除く。）とする。以下「土木総務課長等」という。）が、発注課長及び土木総務課審査担当とともに調査を行うときは、入札価格の積算内訳書を提出させるほか、必要に応じ、次に掲げる事項

について最低価格入札者から事情聴取、関係機関への照会を行うものとする。

- (1) 業務を履行するに当たり計画している技術者等の人員配置その他業務の実施体制
- (2) 労務等の提供について市場価格以下による価格の提供が可能である旨を主張している場合にあっては、その理由
- (3) 現在実施している業務委託の実施状況
- (4) 過去に受託した業務委託に係る実施状況（業務名等）
- (5) その他必要な事項

（調査結果の報告）

第8条 低入札価格調査を行った土木総務課長等は、調査結果及び意見を記載した書面を作成し、関係書類を添えて入札執行者に報告するものとする。

（入札執行者等による審査）

第9条 入札執行者は、土木総務課長等から調査結果の報告を受けたときは、土木部長と審査を行い、当該最低価格入札者を落札者とするか否かを決定するものとする。

（落札者の決定）

第10条 前条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格において当該契約に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者に対して落札者とする旨の通知をするとともに他の入札者に対して、最低価格入札者が落札者となった旨を通知する。

2 前条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格においては、当該契約に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、第7条以降と同様の手続きによる調査を行うものとする。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、入札執行者は最低入札価格者に対して落札者とししない旨の通知を、次順位者に対して落札者となった旨の通知をするとともに、他の落札者に対して次順位者が落札者になった旨の通知を行うものとする。

4 前条の審査の結果、最低価格入札者を落札者とししない場合で次順位者が存在しないときには、再度入札を行うことができるものとする。この場合、最低入札価格調査の対象になったものを、入札に参加させることができないものとする。

（監督体制の強化）

第11条 低入札価格調査の対象者と契約を締結したときは、次の処置をとるものとする。

- (1) 設計担当課長は、業務実施体制及び業務計画を確認する図書が提出された場合は、その内容について業務担当者等からヒアリングを行うものとする。
- (2) 担当職員は、設計図書・仕様書等に基づく検査をするに当たっては、業務状況の確認等について入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された業務実施体制・業務計画に基づき適切な履行が確保されているか確認を行い、必要に応じ、確保の確認を行うために必要な書類の提出を求めるとともに、その内容に疑義がある場合は、そ

の理由を業務担当者等から詳細に聴取する。

(3) 検査は、原則として複数の検査員が行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。